

## 千葉県健康増進法施行細則の一部改正について

### 1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号-2及び政法第1410号-2「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」により、千葉健康増進法施行細則（平成15年千葉県規則第91号）の様式について所要の規定整備を行った。

### 2 改正内容

別記第一号様式～第三号様式について、「印」マークを削除した。また注の「個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。」を削除した。

### 3 施行期日

令和4年4月1日